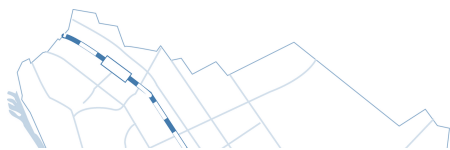
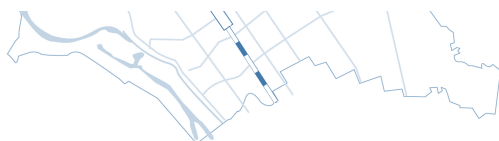


4 | 基本目標Ⅳ



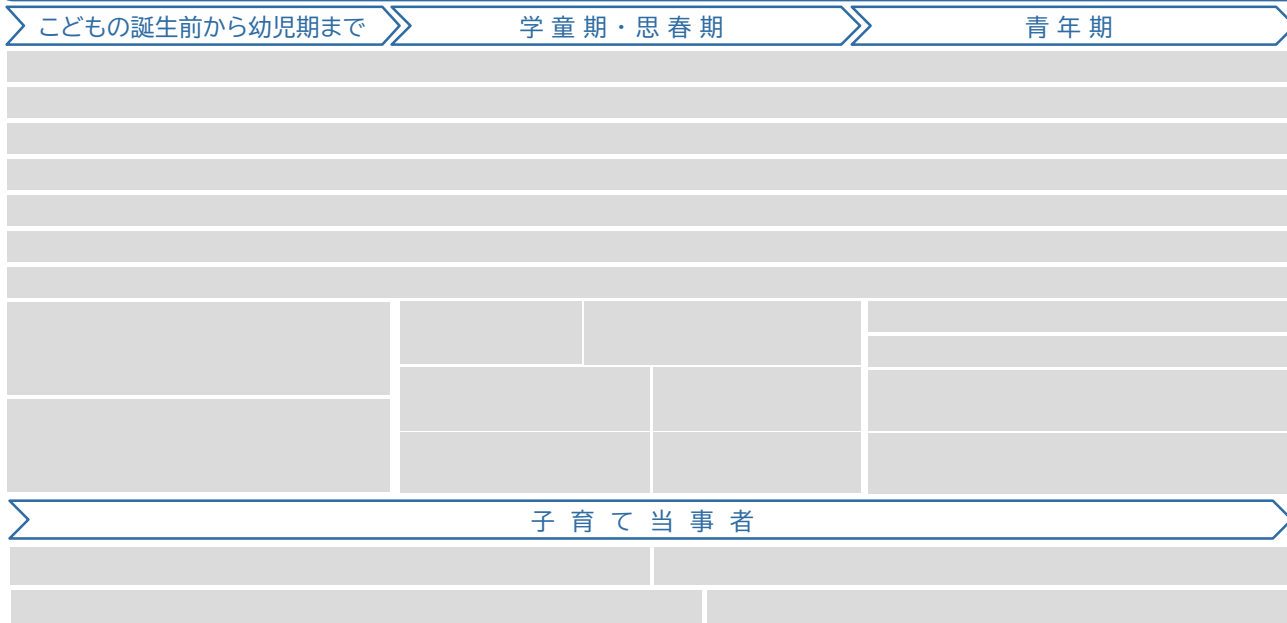
全ての子供が意見を表明し、参画できるまち



基本目標Ⅳで実現を目指す「こどもまんなか社会」

子供	1	2 幸福な生活	3	4	5	20代・30代	10	11
	6 社会に参画	7	8	9	<p>こどもまんなか社会の詳細は11ページを参照してください。</p>		12	13

基本目標Ⅳと「こども大綱」の重要事項の関係性



基本目標Ⅳと「こども大綱」の必要事項の関係性

こども・若者の社会参画・意見反映

●「こども大綱」の重要事項や必要事項の詳細は13ページ～を参照してください。

■ 現状と課題

子供の社会参画・意見表明機会の充実

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども施策」に関する基本理念、国や地方公共団体の責務等が明確化されました。そして、「こども基本法」に基づき、「こども施策」を総合的に策定・実施するため、同年12月に「こども大綱」を閣議決定されました。

「こども基本法」では、「こども施策」の基本理念の中で、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

また、「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」が目指す社会の一つに、「自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、参画できる社会」が掲げられています。

市では、これまでも子供を対象とした意見聴取の取組として、はむら若者会議の取組や、市制施行30周年記念事業としての「若者世代向けの市民ワークショップ」を実施してきました。

第六次羽村市長期総合計画の策定では、市内小・中学校の児童・生徒や、東京都立羽村高等学校、包括連携協定を締結している杏林大学の生徒に協力していただき、市のまちづくりに必要な取組に関する検討などを行ってきました。

このほかにも、各部署が運営する会議体などの委員に、若い世代の市民を登用することや、各部署が実施する事業の中で、子供の意見を聞くこと、事業に参加した子供が、自身が学んだこと・経験したことを発表する機会の提供などに取り組んできました。

今後の子供・子育て施策の推進を図る上では、子供が自身の意見を表明し、参画することができる機会を確保することなどを念頭に、市民・団体・事業者とともに取り組んでいくことが必要となります。

■ 施策Ⅰ 子供の社会参画・意見表明機会の充実

 施策のポイント

子供が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重することに取り組みます。

主な取組

主な取組①

施策Ⅰ 子供の社会参画・意見表明機会の充実

社会参画・意見表明しやすい環境づくり

- 1 子供を大人と同様に一人の権利の主体として捉え、子供が社会に参画し、自らの意見を表明する機会が創出されるよう、「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨などについて、市民・事業者への周知に取り組みます。
- 2 各部署が所管する会議体で、子供の登用を促進し、子供・子育てに関する施策に子供の意見を反映すること、その意見をフィードバックすることに取り組みます。
- 3 各部署が実施するそれぞれの事業において、子供の参画や、子供の意見を聞き、意見を表明する機会の創出や、子供が自ら考え、主体的に行動する意識の醸成に取り組みます。
- 4 児童館や学童クラブ、放課後子ども教室などの事業で、将来教員や保育士を目指す若者や、子供と関わるのが好きな若者の参画を促します。
- 5 国や東京都、民間団体等の取組などの好事例を参考に、子供との意見交換や意見聴取の取組を検討し、実施します。

主な取組②

施策Ⅰ 子供の社会参画・意見表明機会の充実

関係機関・民間団体等との連携の強化

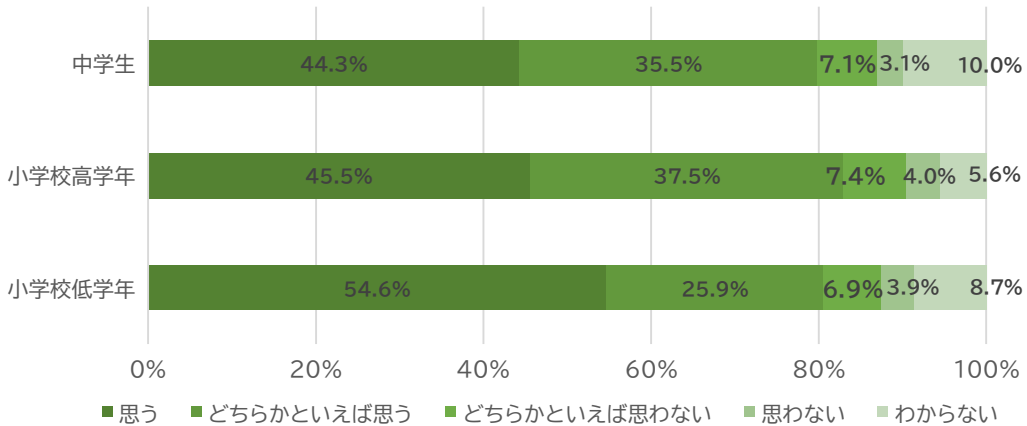
- 1 教育・保育施設等との連携の強化を図り、子供の社会参画・意見表明機会の充実に取り組みます。
- 2 関係機関・関係団体等を含めた会議体を設置し、子供を取り巻く状況などの情報共有・意見交換を行う中で、子供の社会参画・意見表明機会の創出が進むよう取り組みます。
(再掲)
- 3 国や東京都、関係機関・関係団体が実施する子供の社会参画、意見表明に関する事業について、市公式サイトなどによる情報提供に取り組みます。

アンケートや意見聴取で寄せられたご意見等

令和6年6月～7月にかけて調査を実施した、市内小学生・中学生向けアンケートでは、周りの大人は、意見や考えを聞いてくれていると思うかについて、「思う」、「どちらかといえば思う」を合わせた割合は中学生で79.8%、小学校高学年で83.0%、小学校低学年で80.5%という結果になりました。

Question

周りの大人は、あなたの意見や考えを聞いてくれていると思いますか？



コロナ禍で演奏会やイベントなどの発表する場が少なかった
ので、一人一人が活躍できる
場があると良い。
(高校生・大学生世代)

子供の意見が少しでも反映される
街になってほしい。
(中学生世代)

子供の意見をしっかり
聞いてほしい。
(高校生・大学生世代)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

5 | 基本目標Ⅴ

家庭や子育てに夢を持ち、
子育てに伴う喜びを実感できるまち

基本目標Ⅴで実現を目指す「こどもまんなか社会」

子供	 心身の成長 1				 可能性を 広げる 5	20代・30代	 将来を 見通す 10	 社会で活躍 11
				 希望を持つ 9	 こどもと 生活 12		 喜びを実感 13	

こどもまんなか社会の
詳細は11ページ
を参照してください。

基本目標Ⅴと「こども大綱」の重要事項の関係性

こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
こどもの貧困対策		
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組		
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保		高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
子育て当事者		
子育てや教育に関する経済的負担の軽減		地域子育て支援、家庭教育支援
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		ひとり親家庭への支援

基本目標Ⅴと「こども大綱」の必要事項の関係性

こども・若者の社会参画・意見反映

●「こども大綱」の重要事項や必要事項の詳細は13ページ～を参照してください。

現状と課題

子育ての経済的負担の軽減

市が令和5年度に実施した「羽村市子ども・子育てに関する調査」では、市に期待する子育て支援策として、「子育てに関する経済的支援」を挙げた方の割合が一番高くなっています。

市ではこれまでも、妊娠・出産に関する助成や就学前の児童を対象にした助成・給付、また就学後の児童を対象とする負担軽減などに取り組んできました。国の「こども大綱」や東京都が発表した「東京都の少子化対策」でも経済的支援の取組が掲載されており、こうした取組を活用し、着実な支援に取り組んでいくことが求められます。また、市が実施している経済的支援を広くPRし、多くの家庭に利用していただけるよう取り組んでいく必要があります。

ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、生活や経済的な環境などを背景に、養育や子供の教育・進学など様々な問題を抱えています。

市では、母子・父子自立支援員[○]を配置し、それぞれの家庭が抱える課題の解決に必要な支援や情報提供を行うとともに、生活支援、就労支援、手当の支給、医療費助成などを実施しています。

社会経済や雇用環境が変化する中でも安定した家庭生活を維持できるよう、子供の貧困対策の観点を含め、児童福祉、社会福祉、雇用、教育など、多岐に渡る分野での支援が必要であることから、関係機関と連携・協力した取組が必要です。

安心して外出できる環境の整備

子育て世帯が安心して外出できるよう、安全対策や環境整備のための取組を進めることが重要です。市が令和5年度に実施した「羽村市子ども・子育てに関する調査」においても、市における子育て環境の強みの項目では、「身近に公園や緑があり、自然に触れる場所がある」、「児童館や図書館などの公共施設が充実している」を挙げた方の割合が高くなっており、道路や公園の維持管理、子供や子育て世帯が多く利用する公共施設等の更新などについても、利用状況やその機能を考慮し、計画的に実施していく必要があります。

市では、子育て世帯が安心して外出できる環境の充実を図るため、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」の設置を推進し、公共施設だけでなく、幼稚園、保育所等、商店など、地域の協力を得て取り組んできました。

引き続き、「あかちゃん休憩室」の利用促進や、公共施設等の整備により、子育て世帯が外出しやすい環境づくりを進めていきます。

子育てと仕事の両立支援

近年、共働き世帯が増加する中で、社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの実現や、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大に取り組むことが不可欠となっています。男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや働き方の見直しに向けた取組の普及啓発など、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備していくことが必要です。令和5年度に市が実施した若者からの意見聴取では、結婚・妊娠・出産を希望する若者は一定数いるものの、同時にそれらに対する様々な不安が挙げられており、その不安を解消するための支援を行うことも必要となります。

市では、仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や一時預かり保育、休日保育などの特別保育を実施しているほか、男性の家事・育児参画、女性の就労や地域活動への参加を促す取組を続けています。今後は、国や東京都の施策を活用し、結婚や妊娠・出産に関する支援などを検討していくことも必要となります。

子供を中心とした社会の実現

子育て世帯への情報発信、負担軽減の方策として、国や東京都では、様々な分野でデジタル化の取組が進められています。子育て世帯が行政サービスを利用する際の利便性を向上することや、社会全体で子供や子育て世帯を温かく支え、子育てがしやすくなる環境づくりを進めていくことが、子供のウェルビーイングにつながっていきます。

市では、現在申請手続きの電子化や「書かない窓口」の推進などに取り組んでいます。今後はこうした取組を更に広げていくことや、対象者に応じた支援情報の発信、庁内・関係機関との必要な情報の共有による迅速・的確な支援体制の構築などに取り組んでいく必要があります。子供や子育て家庭に優しい社会を形作っていくための機運醸成についても、関係機関との連携を図りながら、様々な機会を捉えて取り組んでいくことが重要となります。

■ 施策Ⅰ 子育ての経済的負担の軽減

 施策のポイント

子育てに関する経済的負担の軽減に取り組むとともに、国や東京都を含めた様々な制度の利用促進を図ります。

主な取組

主な取組①

施策Ⅰ 子育ての経済的負担の軽減

妊娠・出産・子育てに関する支援

- 1 妊婦が安心して出産を迎えられるよう、妊娠中の健康診査の費用助成に取り組めます。
- 2 妊娠届出時及び出生届出後の時期に、保健師等の面接を受けた方を対象にした給付事業に取り組めます。
- 3 国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。また、産前・産後期間における国民健康保険税の軽減に取り組めます。
- 4 出産に当たって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象とした費用助成に取り組めます。
- 5 新生児が先天性の障害や病気の検査を受けられるよう費用の助成などを行い、早期の発見に取り組めます。
- 6 入院の必要があると医師が認めた満1歳未満の未熟児に対し、養育に必要な医療の給付などに取り組めます。
- 7 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため、0歳から高校生年代までの子供を対象とした手当の支給に取り組めます。

主な取組②

施策Ⅰ 子育ての経済的負担の軽減

就学前児童に対する支援

- 1 就学前の乳幼児を対象に医療費を助成するなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組めます。
- 2 幼稚園・保育所等の施設利用料の無償化や実費負担となる費用の助成など、子育て世帯の負担軽減と質の高い幼児教育・保育を受ける機会の確保に取り組めます。(再掲)

就学児童に対する支援

- 1 小学生及び中学生、高校生相当の年代を対象に医療費を助成するなど、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組みます。
- 2 経済的な理由で教育にかかる費用の支出が困難な保護者に対し、学用品費や校外活動費などの就学に必要な費用を支援します。また、学校行事等にかかる費用に対して保護者の負担軽減を図ります。(再掲)
- 3 高等学校等に入学する際に要する費用の調達が困難な保護者に対し、市内金融機関で受ける入学資金等の融資に係る利子分等の支援に取り組みます。(再掲)



アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

子供たちが成長できる環境にするため、高校生・大学生の授業料や通学費用を免除してほしい。

(高校生・大学生世代)

大学の授業料や教材費の助成制度があると良い。

(高校生・大学生世代)

私が親の立場になった時に、所得関係なく、全ての子供が平等に学び生活できる制度があると良い。

(高校生・大学生世代)

子供を大学まで余裕をもって育てる自信がなく、簡単な気持ちで子供を産もうと考えてはいけな気がする。

(高校生・大学生世代)

給食費を無償化してほしい。せめて第3子だけでもお願いしたいです。

(就学前児童の保護者)

多子世帯への支援を積極的にして欲しいです。

(就学前児童の保護者)

高校までの医療費無償化や小中学校の給食費の無償化など、収入に係わらず、子供が平等に受けられる経済的支援を希望します。

(就学前児童の保護者)

経済的支援は、子育てをする上でお金のかかる時期(冬休み・夏休み・春休み、クリスマス・正月など)に支給してほしいです。

(就学前児童の保護者)

物価高騰をはじめ、介護や住宅問題、将来の教育費の不安等、金銭の不安は悩みの種です。

(就学前児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

■ 施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

 施策のポイント

子供にとって不利益が生じることのないよう、ひとり親家庭が抱える生活や就業、経済的な問題に関する適切な支援に取り組みます。

主な取組

主な取組①

施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する相談・情報提供

- 1 各種事業などに関する様々な情報を広く周知することに取り組みます。
- 2 日常生活や就業に関する問題などを把握し、その解決に向けて必要な指導・助言を行い、その自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

主な取組②

施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

自立に向けた就労支援

- 1 保護者の就労に向けた課題、悩み、条件を整理し、個別の自立支援プログラムを作成します。また、公共職業安定所等と連携し、きめ細やかな自立・就労支援に取り組みます。
- 2 正規雇用や就業定着の可能性を広げる資格取得や支援等の実施に取り組みます。

主な取組③

施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

適切な養育のための生活支援

- 1 義務教育修了前の子供のいるひとり親家庭が、一時的にサービス等が必要となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等の支援に取り組みます。
- 2 保護が必要な母子を母子生活支援施設に入所させ、児童の福祉の向上や自立促進のための生活支援を行います。

主な取組④

施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

自立のための経済的支援

- 1 経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進のため、貸付などによる支援に取り組みます。
- 2 手当の支給や医療費の助成などにより、経済的負担の軽減を図ることで、生活の安定と自立支援に取り組みます。

 アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

ひとり親で子供を育てていたり、
孤立する環境にある人に支援を
行うと良い。

(高校生・大学生世代)

フルタイムで働いて一定の収入が
ある父子家庭にも経済的支援が
必要だと思います。

(就学前児童の保護者)

ひとり親で子育てをしています。パートで
働いていますが経済的にゆとりがあるわけでは
ないので、金銭的な支援などがあると気持ちに
も余裕がでて、子育てに良い影響が出ると
思います。

(就学前児童の保護者)

ひとり親への経済的支援や環境を
含めた支援を国や東京都・市には
してほしいと願います。

(就学前児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

施策3 安心して外出できる環境の整備

 施策のポイント

子育て世帯や子供が気軽に外出できる環境を整備するため、施設の計画的な維持管理・更新や、災害等に備えた体制づくりに取り組みます。

主な取組

主な取組①

施策3 安心して外出できる環境の整備

安心して外出できる環境づくり

- 1 子供に対する交通安全教育や、通学路など日常的な点検などの安全対策に、市と事業者、学校、地域、警察等が連携して取り組みます。
- 2 保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、地域の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」の利用促進に取り組みます。
- 3 子供や子育て家庭等が円滑に利用できるような、公共交通施設や道路、公園のバリアフリー化の一層の推進に取り組みます。

主な取組②

施策3 安心して外出できる環境の整備

子供が利用する施設等の計画的な維持管理・更新

- 1 子供や子育て世帯が多く利用する公共施設等について、利用者のニーズに基づいた計画的な維持管理・更新・整備に取り組みます。
- 2 公園の維持管理・更新について、子供や子育て家庭等のニーズを反映し、誰もが伸び伸びと遊び、多様な体験を通じて健やかな成長ができる「遊び場」づくりに取り組みます。

安心して過ごせる防災体制の構築

- 1 幼稚園・保育所等や、学童クラブ、小・中学校などの各施設で、安全計画に基づく日常的な訓練を行うなど、災害時等における子供の安全対策に取り組みます。また、子供が主体的に災害対策を考えることができる機会の創出などに取り組みます。
- 2 保育所等に対し、「風水害等発生時における市内保育施設の臨時休園等の対応」について基準を定め、周知するとともに、災害復旧等に向けた協力体制の構築などに取り組みます。



アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

トイレや遊具などの公園の設備などを見直したほうが良いと思う。

(高校生・大学生世代)

公園まわりがまだ暗いと感じるので、明かりの加減をもう少し検討してもらえるとありがたい。

(就学前児童の保護者)

歩道が狭い場所も多いので、安全に歩ける歩道ができていくと良いと思います。

(就学前児童の保護者)

羽村市は自然を身近に感じ、子育てしやすい場所だと思う。今後もより一層羽村市で暮らす人が成長できるように願っています。

(就学児童の保護者)

とにかく安全で過ごせることが第一です。安全なまちづくりが子育ての環境をよくすると思います。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

■ 施策4 子育てと仕事の両立支援

結婚、妊娠、出産の希望を実現するため、子育てと仕事の両立を支援し、将来に希望をもって暮らすための後押しをします。

主な取組

主な取組①

施策4 子育てと仕事の両立支援

共育での推進

- 1 妊娠、出産、育児に主体的に取り組むことができるよう、母親・父親に対する正しい知識の普及啓発や学習・体験の機会の提供、相談支援に取り組めます。(再掲)
- 2 男性の家事・育児への参画を推進することを目的に、親子遊びや調理実習、健康作りなどの講座の実施に取り組めます。
- 3 共育でしやすい環境作りのため、男性の育休取得促進やテレワーク、フレックスタイム制等を活用した柔軟な働き方などの周知・情報提供を行います。

主な取組②

施策4 子育てと仕事の両立支援

仕事と子育てを両立する働き方の支援

- 1 就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、延長保育事業や休日保育事業、定期利用保育事業に取り組めます。(再掲)
- 2 子供が病氣中又は病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園や医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う病児・病後児保育事業に取り組めます。(再掲)
- 3 就労や地域活動などへの参加に意欲を持つ方に対する支援講座の実施などにより、女性の活躍推進の支援に取り組めます。
- 4 関係機関と連携して、女性を対象とした就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、相談者が抱える状況に応じた支援に取り組めます。
- 5 障害のある若者に対して就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」による支援に取り組めます。
- 6 希望する働き方を実現するため、創業支援コーディネーターや補助金による創業支援、ビジネス支援コーナーの充実によるスキルアップのサポートに取り組めます。

希望する暮らしを叶えるための環境づくり

- 1 国や東京都が実施する交流イベントやライフデザインに関する取組などを広く周知し、出会いや結婚について考える機会の提供に取り組みます。
- 2 妊娠・出産を望む人に対し、プレコンセプションケア[○]や不妊治療費の助成・卵子凍結に対する補助制度の周知に取り組みます。
- 3 羽村市での暮らしや子育てをイメージしやすくするため、子育てしやすいまちの魅力や、実際に暮らしている方の体験談の発信などに取り組みます。

アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

男性を対象とした育児の理解を深めるための講座を実施すると良い。

(高校生・大学生世代)

男性の家事育児参加が推進されると良い。

(高校生・大学生世代)

両親学級・母親学級は非常に良いサービス。父親学級もあると良い。

(高校生・大学生世代)

子育てに協力したい気持ちが強く、育休が取れる会社に入りたい。ただ、男性が育休を取ることが良い風潮が気になる。

(高校生・大学生世代)

仕事と子育てが両立できる環境が整っているのが不安である。

(高校生・大学生世代)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

■ 施策5 子供を中心とした社会の実現

 施策のポイント

社会の意識を変える取組や行政サービスの利便性を向上する取組を推進し、全ての人が子供を社会のまんなか(ママ・パパ)に据えるやさしい社会を目指します。

主な取組

主な取組①

施策5 子供を中心とした社会の実現

子育てに関するサービスの向上

- 1 子供や子育て家庭が、様々なサービスを利用しやすいよう、申請手続きの電子化を始めとしたデジタル化の推進に取り組みます。
- 2 子供や子育て家庭が、必要な時期に必要な情報を受け取ることができるよう、市公式LINEなどを活用した情報発信に取り組みます。(再掲)
- 3 庁内関係部署間の連携により「書かない窓口」の推進や情報連携の強化など、子供や子育て家庭に寄り添った質の高い行政サービスの提供に取り組みます。
- 4 国や東京都と連携し、市民の利便性の向上や業務の効率化を目的とした医療費助成・予防接種・母子保健分野等におけるデジタル化を推進します。

主な取組②

施策5 子供を中心とした社会の実現

若者世代への意識啓発・子供を中心とした社会の機運醸成

- 1 国のこどもまんなか(ママ・パパ)応援宣言の趣旨に賛同し、市として、「こどもまんなか(ママ・パパ)応援サポーター宣言[○]」を行い、子供が健やかで幸せに成長でき、地域や市の取組に積極的に参画・活躍できる社会の実現に向けて取り組みます。
- 2 地域団体が行う子供の成長を助ける活動と連携し、またその活動を紹介することで、こどもまんなか(ママ・パパ)社会の実現に向けた機運の醸成に取り組みます。
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現が進むよう、広報紙やパンフレット等による意識啓発に取り組みます。
- 4 育児・介護休業や部分休業に関する休暇制度や長時間労働の抑制、働き方の見直しなどについて周知するとともに、先進事例等の把握・情報提供を行います。
- 5 市内企業をはじめとした各企業・大学・団体と協働し、妊娠・出産・子育てなどに関する課題への対応や子育てしやすいまちの推進に取り組みます。

 アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

みんなが笑顔で
楽しく過ごしている
街になってほしい。

(小学生世代)

誰もが楽しく仲良く
過ごせるように明るい
元気な羽村市にして
いきたい。

(小学生世代)

皆がとても仲良く
できる街になって
ほしい。

(小学生世代)

これからも住みやすく、
将来離れたとしても、
帰ってきたときに
あたたかく迎えてくれる
ような街であってほしい。

(中学生世代)

教科書を電子化して
毎日の荷物を軽く
してほしい。

(高校生・大学生世代)

若者の定住者・比率を
増やすことで高齢者を
支えることも、子供
同士の交流を増やす
こともできる。

(高校生・大学生世代)

少子高齢化が進む中、
高齢者を支えられる
のは私たちである。
故郷である羽村市を
守っていけるよう、
私たちが実現・実行
できるようになって
ほしい。

(高校生・大学生世代)

子育て支援の情報を
該当する家庭に送る
ことができる仕組みが
あると良い。

(高校生・大学生世代)

給付金をもらうにしても
難しい手続きがなく、スムーズ
に給付してもらいたいです。

(就学前児童の保護者)

オンラインで申請できるものは
窓口からオンラインに移行
してほしいです。

(就学前児童の保護者)

働きながら子育てする世帯への
支援の一環として、全ての行政
手続きがオンラインでできるよう
になることが望ましいです。

(就学前児童の保護者)

学童クラブの手続きがオンライン
でき、とても助かりました。
欠席連絡もオンラインで
できるようにしてほしいです。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children/Youth/Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

6 | 進捗を把握するための指標



本計画の計画期間である令和11年度までに、どれだけ「こどもまんなか社会」に近づいたか、こども計画の各種取組の進捗状況を把握するため、各種アンケート結果を踏まえた指標を設定しました。

計画の推進を図ることで、以下の指標の割合を上昇させていくよう取り組みます。

項目	現状		出典
	対象	数値	
羽村市は「こどもまんなか社会」を実現していると思う人の割合	就学前児童の保護者	46.5%	羽 村 市 子 ど も ・ 子 育 て に 関 す る 調 査
	就学児童の保護者	46.1%	
子育てをする上で、気軽に相談できる人が身近にいると答えた人の割合	就学前児童の保護者	93.5%	
	就学児童の保護者	90.4%	
自分にとって子育てを楽しんでいると感じるときが多いと答えた人の割合	就学前児童の保護者	63.2%	
	就学児童の保護者	63.7%	
子育てに関して、不安や負担を感じない人の割合 (あまり不安や負担は感じない、まったく感じないと答えた人の割合)	就学前児童の保護者	31.0%	
	就学児童の保護者	32.2%	
子育ての環境や支援への満足度 (1～5の五段階で、満足度の高い5,4を回答した人の割合)	就学前児童の保護者	41.3%	
	就学児童の保護者	30.9%	
ヤングケアラーを知っている人の割合	就学前児童の保護者	75.5%	
	就学児童の保護者	81.2%	
自分には自分らしさがあると思う子供の割合	小学校高学年	66.4%	小 中 学 生 へ の ア ン ケ ー ト
	中学生	67.8%	
自身の意見が聴いてもらえていると思う子供の割合	小学校低学年	80.6%	
	小学校高学年	83.0%	
	中学生	79.8%	
自分のことを好きと思う子供の割合	小学校低学年	72.4%	
	小学校高学年	61.4%	
	中学生	56.6%	
「居場所がある」と答えた子供の割合	小学校高学年	80.0%	
	中学生	81.0%	

7 | 量の見込みと確保方策

子供のための教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、教育・保育に要した費用の一部を保護者に給付する仕組みとなっています。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子供	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前の子供で保護者の就労などにより保育を必要とする子供	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労などにより保育を必要とする子供	保育所、認定こども園、地域型保育事業



量の見込みと確保方策

単位:人

区分	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み	147	91	761	83	216	221	138	86	720	82	210	221	
確保方策	特定教育・保育施設	309		746	114	198	233	309		746	114	198	233
	確認を受けない幼稚園	630						630					
	幼稚園及び預かり保育		91						86				
	2歳児の預かり保育事業						12						12
	地域型保育事業				2	2	2				2	2	2
	認証保育所等			32	8	11	14			32	8	11	14
	満3歳以上限定小規模保育												
合計	939	91	778	124	211	261	939	86	778	124	211	261	

単位:人

区 分	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み	133	83	693	81	208	215	128	80	672	80	206	213	
確保方策	特定教育・保育施設	309		746	114	198	233	309		746	114	198	233
	確認を受けない幼稚園	630					630						
	幼稚園及び預かり保育		83					80					
	2歳児の預かり保育事業											12	
	地域型保育事業				2	2	2				2	2	2
	認証保育所等			32	8	11	14			32	8	11	14
	満三歳以上限定小規模保育												
	合 計	939	83	778	124	211	261	939	80	778	124	211	261

単位:人

区 分	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み	127	79	664	80	204	211	
確保方策	特定教育・保育施設	309		746	114	198	233
	確認を受けない幼稚園	630					
	幼稚園及び預かり保育		79				
	2歳児の預かり保育事業						12
	地域型保育事業				2	2	2
	認証保育所等			32	8	11	14
	満三歳以上限定小規模保育						
	合 計	939	79	778	124	211	261

地域こども・子育て支援事業



1. 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【こども家庭センター型】

旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の運営を通じて、妊産婦と乳幼児の健康増進、全てのこどもと家庭への虐待の予防対応など、切れ目のない対応を行います。保健師・こども家庭支援員等の配置が必要です。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【基本型】

利用者の身近な場所で日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の収集・提供、事業等の利用にあたっての助言・支援を行います。専任職員の配置が必要です。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※事業の実施については、国や東京都の動向を踏まえながら検討していきます。

【地域子育て相談機関】

地域住民が気軽に子育てに関する相談ができ、日常会話の中で認識していなかった悩みに気づくことができるような子育ての情報発信・相談の拠点です。3時間/1日、かつ3日/1週間以上開所することが望ましいとされています。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※上記の内容に準じた体制整備を検討していきます。

【特定型】

いわゆる保育コンシェルジュと呼ばれる事業です。子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行います。専任職員の配置が必要です。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※事業の実施については、国や東京都の動向を踏まえながら、検討していきます。

2. 時間外保育事業(延長保育事業)

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により通常時間を超えて保育を実施する事業。

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	590	585	580	575	570
確保方策	590	585	580	575	570

3. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

単位:人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
1年	量の見込み	233	235	204	188	182	1,042
	確保方策	233	235	204	188	182	1,042
2年	量の見込み	201	212	212	181	178	984
	確保方策	201	212	212	181	178	984
3年	量の見込み	168	155	174	169	133	799
	確保方策	168	155	174	169	133	799
4年	量の見込み	5	5	5	5	5	25
	確保方策	5	5	5	5	5	25
5年	量の見込み	5	5	5	5	5	25
	確保方策	5	5	5	5	5	25
6年	量の見込み	5	5	5	5	5	25
	確保方策	5	5	5	5	5	25
合計	量の見込み	617	617	605	553	508	2,900
	確保方策	617	617	605	553	508	2,900

※計画期間内において、量の見込みに応じた確保方策が講じられるよう検討していきます。

4. 子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保育を行う事業です。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120

5. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	273	270	267	264	262
確保方策	実施体制:市職員(保健師、助産師) 実施機関:羽村市				

6. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	230	230	230	230	230
確保方策	実施体制:市職員 実施機関:羽村市				

7. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位:人回/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

8. 一時預かり事業

ア 幼稚園型

幼稚園・認定こども園の在園児について、教育時間の前後の時間に預かり保育を提供する事業です。

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定による利用	5,546	5,448	5,352	5,257	5,164
	2号認定による利用	11,259	11,060	10,865	10,673	10,484
確保方策		16,805	16,508	16,217	15,930	15,648

イ 上記アの幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,011	997	1,028	1,020	997
確保方策	一時預かり事業(幼稚園型除く)	1,001	987	1,018	1,010	987
	ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化型除く)	10	10	10	10	10

9. 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

子供が病氣中または病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。

○病児保育

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	170	170	170	170	170
確保方策	170	170	170	170	170

○病後児保育

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	55	55	55	55	55
確保方策	55	55	55	55	55

10. ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

地域で子育てを支援するため、保育施設への送迎などの援助を希望する子供の保護者と、それらの援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	480	480	480	480	480
確保方策	480	480	480	480	480

11. 妊婦健康診査

妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊婦の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるための事業です。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人数(人)	280	276	273	270	268
	健診回数(回)	3,411	3,373	3,336	3,298	3,273
確保方策	実施場所:医療機関及び助産所 実施体制:東京都内の契約医療機関及び助産所(市が配布した受診票) 契約医療機関及び助産所以外(償還払いによる公費負担) 検査項目:市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期:通年(妊娠初期から分娩まで)					

12. 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。児童福祉法の改正により、養育支援訪問事業の家事・育児援助が新設されました。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	160	160	160	160	160
確保方策	160	160	160	160	160

13. 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

※事業の実施時期については、国や東京都の動向を踏まえながら検討していきます。

14. 親子関係形成支援事業

子供との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子供の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

単位：人日／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

15. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み 妊娠届出数(a) 1組当たり面談回数(b) 面談実施合計回数(a×b)	a:280回 b:3回 a×b:840回	a:276回 b:3回 a×b:828回	a:273回 b:3回 a×b:819回	a:270回 b:3回 a×b:810回	a:268回 b:3回 a×b:804回	
確保方策	こども家庭センター	840回	828回	819回	810回	804回
	上記以外で業務委託	なし	なし	なし	なし	なし

16. 乳児等通園支援事業

保育所等において、保育所に通園していない満3歳未満の子供に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子供とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	130	130	130	130
確保方策	—	56	56	56	56

17. 産後ケア事業

産後の母子がいる家庭への助産師の訪問や、母子が助産所等に通所又は宿泊することにより、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	アウトリーチ型	90人	90人	90人	90人	90人
	デイサービス型	196人	198人	198人	200人	200人
	宿泊型	46人	46人	48人	49人	50人
確保方策		332人	334人	336人	339人	340人

18. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘察して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

単位：人日／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

19. 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の能力等を活用して、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。幼稚園・保育所等からの相談は所管課にて対応しており、事業者から開設等の相談があった際には、適切に助言等を行っていきます。